

福生市長選挙の

日程について

私たちが住むまちの、今後 4 年間の市政を託す市長を選ぶ大切な選挙です。

【告示日】5月8日(日)
【投票・開票日】5月15日(日)
【期日前投票】5月9日(月)
【問合せ】選挙管理委員会 事務局 ☎ 551・1802

インターネット議会中継をご利用ください

本会議の映像をインターネットで配信しています。議員の一般質問や市長の答弁など、本会議の様子を自宅のパソコン等いつでも見ることができます。
【配信内容】本会議のライブ

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、市が指定した宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

【利用方法】①下表の予約申込み先(旅行業者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者等にお問い合わせください。②総合窓口課(市役所1階7番)で利用申請書を記入のうえ提出して利用券を受け取ってください。

【助成金】下表をご覧ください。※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

【助成対象者】申請する日の6か月前から引き続き市内に住所を有し、福生市に住民登録されている方。※18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

【利用券の交付枚数】利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚です。なお、宿泊する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課や市内公共施設の「施設案内」パンフレット、または市のホームページをご覧ください。
※申請の際、本人確認書類(運転免許証、保険証等)をお持ちください。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

Table with 3 columns: 宿泊施設, 助成金, 予約申込み先. Rows include 旅館・ホテル, 保養所, かんぼの宿, and 河津温泉旅館組合指定施設・津南町観光協会指定施設.

映像と録画映像

※録画映像は、過去の会議を会議名や議員名、用語などで検索できます。

【アクセス方法】市ホームページから「福生市議会」インターネット中継にアクセスしてご覧ください。
【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

福生市消防団訓練のお知らせ

福生市消防団では、4月から5月にかけて、市内小・中学校の校庭を借りて、ポンプ操法訓練を行います。

この訓練は、火災が発生した際に、効果的かつ円滑に放水を行い、火災による被害を最小限に抑えるために行う訓練です。ご理解、

ご協力をお願いします。
▼主な訓練実施場所
【第一分団】第五小学校
【第二分団】第一中学校
【第三分団】第三小学校
【第四分団】第一小学校
【第五分団】第四小学校

ご協力をお願いします。

春の全国交通安全運動

【実施期間】4月6日(水)～15日(金)
【目的】市民の皆さんに交通ルールの遵守と正しい交

通マナーの実践を習慣付けていただくよう呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

この訓練の成果を発揮する場として、5月29日(日)に第64回福生市消防団ポンプ操法審査会を開催します。
※詳しくは、広報ふっさ5月1日号に掲載予定です。

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

記録が残っている昭和43年以降、全国で交通事故死亡事故がなかった日は一度もないという状況です。道路を通行する皆さんが交通ルールを守り、お互いを思いやる気持ちをもって、悲惨な交通事故を1件でも少なくしていきましょう。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

子どもの交通事故に気を付けましょう

小学校低学年の児童は交通ルールの習得がまだ未熟です。一方で入学・新学期などで新しい友だちができて、行動範囲が広がり道路を利用する機会が増えます。車・バイクなどを運転

する方は子どもの急な飛び出しなどを想定して注意して運転しましょう。
子どもの交通事故は、道路の横断中、生活圏内、午後2時から6時の時間帯で多く発生しています。保護者の方はお子さんが交通事故にあわないようご家庭内で話をしましょう。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

住民税(市・都民税)の特別徴収(給与からの差し引き)について

法令に基づき、西多摩地区市町村では平成23年度から特別徴収の推進をしています。東京都62区市町村でも特別徴収の推進を行っています。

市町村は、当該年度の初日において納税義務者(従業員等)に対して給与の支払いをする者で所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、給与支払者は、住民税を給与から差し引き(特別徴収)する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いします。また、2か所以上から給与収入がある場合は、原則として、本業の給与に合算され、給与から特別徴収となります。

給与以外の収入も次のような場合には、給与収入に合算して、給与から特別徴収となります。

・65歳未満で年金所得がある場合
・給与、年金以外の所得がある場合(ただし、確定申告書で普通徴収を希望した場合を除く。)
【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

固定資産税に関するお知らせ

▼課税明細書を4月1日に郵送しました

課税明細書は、1月1日現在、市内に土地や家屋を所有している方に、今年度の価格や税額等をお知らせするためのものです。内容の問合せや課税明細書が届かない方は課税課資産税係までご連絡ください。

▼新築住宅軽減について

専用住宅、併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上のもの)で、居住部分の面積が50㎡以上280㎡以下(共同住宅の貸家住宅では40㎡以上280㎡以下)のものについて120㎡までの固定資産税を3年間、3階建以上の中高層耐火建築物の場合5年間(それぞれ長期優良住宅の場合はさらに2年間延長)2分の1に軽減する制度があります。

新築住宅の軽減期間が過ぎると税額が通常の価格に戻りますので、建築年数のご確認をお願いします。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

平成27年度策定分野別計画等について

次の市の分野別計画等を策定しました。なお、各計画の全文を市ホームページでご覧いただくことができます。

【問合せ】企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

Table with 2 columns: 計画名, 担当課名. Lists various city plans and their responsible departments.

65歳未満で年金所得がある場合
給与、年金以外の所得がある場合(ただし、確定申告書で普通徴収を希望した場合を除く。)
【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎539・2061または☎539・2062

